

# 許認可等手数料一覧表

## 1. 【建築基準法等に基づく許認可等申請手数料】

(単位：円)

種類	額
【仮使用認定申請に対する審査手数料】 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）	120,000
【建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査手数料】 法第43条第2項1号	27,000
【建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請に対する審査手数料】 法第43条第2項2号	33,000
【公衆便所等の道路内における建築許可申請に対する審査手数料】 法第44条第1項第2号	33,000
【道路内における建築認定申請に対する審査手数料】 法第44条第1項第3号	27,000
【公共用歩廊等の道路内における建築許可申請に対する審査手数料】 法第44条第1項第4号	160,000
【壁面線外における建築許可申請に対する審査手数料】 法第47条	160,000
【用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料】 法第48条第1項～第14項（法第16項各号のいずれかに該当する場合を除き、法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）	180,000
【用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料】 法第48条第16項第1号	120,000
【用途地域における建築等許可申請に対する審査手数料】 法第48条第16項第2号	140,000
【特殊建築物等の敷地の位置許可申請に対する審査手数料】 法第51条（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）	160,000
【建築物の容積率の認定申請に対する審査手数料】 法第52条第6項第3号	27,000
【建築物の容積率の許可申請に対する審査手数料】 法第52条第10項、第11項又は第14項	160,000
【建築物の建蔽率の許可申請に対する審査手数料】 法第53条第4項、第5項	33,000
【建築物の建蔽率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 法第53条第6項第3号	33,000
【建築物の敷地面積の許可申請に対する審査手数料】 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）	160,000
【建築物の高さの認定申請に対する審査手数料】 法第55条第2項	27,000
【建築物の高さの許可申請に対する審査手数料】 法第55条第3項又は第4項各号	160,000
【日影による建築物の高さの許可申請に対する審査手数料】 法第56条の2第1項	160,000

【高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 57 条第 1 項		27,000
【高度地区における建築物の高さの許可申請に対する審査手数料】 法第 58 条第 2 項		160,000
【高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の許可申請に対する審査手数料】 法第 59 条第 1 項第 3 号		160,000
【高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査手数料】 法第 59 条第 4 項		160,000
【敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請に対する審査手数料】 法第 59 条の 2 第 1 項		160,000
【再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 3 第 1 項～第 3 項		27,000
【再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 3 第 4 項		160,000
【建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 4		27,000
【区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 5 の 2		27,000
【高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 5 の 3 第 2 項		160,000
【区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の緩和に係る特例認定申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 5 の 5 第 1 項又は第 2 項		27,000
【地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 5 の 6		27,000
【予定道路に係る建築物の容積率の許可申請に対する審査手数料】 法第 68 条の 7 第 5 項		160,000
【仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料】 法第 85 条第 6 項		120,000
【仮設建築物建築許可申請に対する審査手数料】 法第 85 条第 7 項		160,000
【一団地の建築物の特例認定申請に対する審査手数料】 法第 86 条第 1 項	建築等をする建築物の数が 2 以下である場合	78,000
	建築等をする建築物の数が 3 以上である場合	78,000 に 2 を超える建築等をする建築物の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額

<p>【既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請に対する審査手数料】  <b>法第 86 条第 2 項</b></p>	<p>建築等をする建築物の数が 1 である場合</p>	<p>78,000</p>
	<p>建築等をする建築物の数が 2 以上である場合</p>	<p>78,000 に 1 を超える建築等をする建築物の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>【総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料】  <b>法第 86 条第 3 項</b></p>	<p>建築等をする建築物の数が 2 以下である場合</p>	<p>220,000</p>
	<p>建築等をする建築物の数が 3 以上である場合</p>	<p>220,000 に 2 を超える建築等をする建築物の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>【既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請に対する審査手数料】  <b>法第 86 条第 4 項</b></p>	<p>建築等をする建築物の数が 1 である場合</p>	<p>220,000</p>
	<p>建築等をする建築物の数が 2 以上である場合</p>	<p>220,000 に 1 を超える建築等をする建築物の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>【一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査手数料】  <b>法第 86 条の 2 第 1 項</b></p>	<p>建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）の数が 1 である場合</p>	<p>78,000</p>
	<p>建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）の数が 2 以上である場合</p>	<p>78,000 に 1 を超える建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る。）の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>【一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査手数料】  <b>法第 86 条の 2 第 2 項</b></p>	<p>建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数が 1 である場合</p>	<p>220,000</p>
	<p>建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数が 2 以上である場合</p>	<p>220,000 に 1 を超える建築物（一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る。）の数に 28,000 を乗じて得た額を加算した額</p>

【一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請に対する審査手数料】 法第 86 条の 5 第 1 項	6,400 に現に存する建築物の数に 12,000 を乗じて得た額を加算した額
【一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 86 条の 6 第 2 項	27,000
【既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 86 条の 8 第 1 項	27,000
【既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請に対する審査手数料】 法第 86 条の 8 第 3 項	27,000
【既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 法第 87 条の 2 第 1 項	27,000
【建築物の用途を変更して一時的に興行場として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 法第 87 条の 3 第 6 項	120,000
【建築物の用途を変更して一時的に特別興行場として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 法第 87 条の 3 第 7 項	160,000
【用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替えに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 政令第 137 条の 12 第 6 項	27,000
【形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替えに関する制限の緩和に係る認定申請に対する審査手数料】 政令第 137 条の 12 第 7 項	27,000
【容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 マンション建替え円滑化法第 105 条第 1 項	160,000
【容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料】 長期優良住宅法第 18 条第 1 項	160,000

※法：建築基準法

※政令：建築基準法施行令

※マンション建替え円滑化法：マンションの建替え等の円滑化に関する法律

※長期優良住宅法：長期優良住宅の普及の促進に関する法律

## 2. 【長期優良住宅建築等計画等認定手数料】

### ●計画認定申請

(単位:円)

住戸の総戸数	個人所有住宅 (第5条第1項、第2項又は第5項から第7項までの申請)			
	新築		増改築又は建築行為なし	
	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合
戸建	13,500	50,900	20,300	76,400
～5 まで	4,900	24,000	7,400	36,000
6～10 まで	4,100	19,200	6,100	28,800
11～25 まで	2,700	15,100	4,100	22,700
26～50 まで	2,200	13,600	3,300	20,400
51～100 まで	1,600	11,600	2,500	17,500
101～200 まで	1,400	10,800	2,100	16,200
201～300 まで	1,200	10,300	1,800	15,400
301～	1,000	9,400	1,500	14,200

住戸の総戸数	分譲住宅、分譲マンション (第5条第3項又は第4項申請)			
	新築		増改築	
	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合	評価機関の確認書を 添付した場合	その他の場合
戸建	10,500	47,900	15,800	71,900
～5 まで	3,900	23,000	5,900	34,500
6～10 まで	3,300	18,400	5,000	27,600
11～25 まで	2,100	14,500	3,200	21,800
26～50 まで	1,800	13,200	2,700	19,800
51～100 まで	1,400	11,400	2,100	17,100
101～200 まで	1,200	10,500	1,800	15,800
201～300 まで	1,000	10,100	1,500	15,100
301～	800	9,200	1,200	13,900

- 額は、1戸あたりの手数料の金額です。
- 申請に係る手数料は、認定を受けようとする戸数に表の額を乗じた金額です。
- 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅）は、戸建ての料金を適用します。
- 申請者が長期優良住宅建築等計画の認定申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料が加算されます。

●計画変更認定申請等

(単位：円)

住戸の総戸数	長期使用構造等の変更（個人所有住宅） （第8条第1項：第5条第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第7項 又は第9条第1項若しくは第3項に基づく認定に係る変更）			
	新築		増改築又は建築行為なし	
	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合
戸建	7,300	26,000	10,700	38,700
～5まで	2,500	12,100	3,800	18,100
6～10まで	2,100	9,600	3,100	14,400
11～25まで	1,300	7,600	2,000	11,400
26～50まで	1,100	6,800	1,600	10,200
51～100まで	800	5,800	1,200	8,700
101～200まで	700	5,400	1,000	8,100
201～300まで	600	5,100	900	7,700
301～	500	4,700	700	7,100

住戸の総戸数	長期使用構造等の変更（分譲住宅、分譲マンション） （第8条第1項：第5条第3項又は第4項に基づく認定に係る変更）			
	新築		増改築	
	評価機関の確認書 又は設計住宅性能評価書を 添付した場合	その他の場合	評価機関の確認書を 添付した場合	その他の場合
戸建	5,800	24,400	8,400	36,400
～5まで	2,000	11,600	3,000	17,300
6～10まで	1,700	9,200	2,500	13,800
11～25まで	1,000	7,300	1,600	10,900
26～50まで	900	6,600	1,300	9,900
51～100まで	700	5,700	1,000	8,500
101～200まで	600	5,200	900	7,900
201～300まで	500	5,000	700	7,500
301～	400	4,600	600	6,900

- 1 額は、1戸あたりの手数料の金額です。
- 2 申請に係る手数料は、認定を受けようとする戸数に表の額を乗じた金額です。
- 3 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅）は、戸建ての料金を適用します。

●計画変更認定申請等

(単位：円)

住戸の総戸数	長期使用構造等以外の変更 (第8条第1項)			
	個人所有住宅 (第5条第1項、第2項、第5項、第6項若しくは 第7項又は第9条第1項若しくは第3項 に基づく認定に係る変更)		分譲住宅、分譲マンション (第5条第3項又は第4項 に基づく認定に係る変更)	
	新築	増改築又は建築行為なし	新築	増改築
戸建	7,300	10,700	5,800	8,400
～5まで	2,500	3,800	2,000	3,000
6～10まで	2,100	3,100	1,700	2,500
11～25まで	1,300	2,000	1,000	1,600
26～50まで	1,100	1,600	900	1,300
51～100まで	800	1,200	700	1,000
101～200まで	700	1,000	600	900
201～300まで	600	900	500	700
301～	500	700	400	600

住戸の総戸数	譲受人を決定又は管理者等を選任した場合の変更 (第9条第1項又は第3項)		地位の承継の承認 (第10条)
	新築	増改築	
戸建	6,000	8,000	3,000
～5まで	2,000	2,600	1,000
6～10まで	1,500	2,000	800
11～25まで	1,000	1,400	400
26～50まで	800	1,000	400
51～100まで	500	700	300
101～200まで	500	600	200
201～300まで	400	500	200
301～	300	400	100

- 1 額は、1戸あたりの手数料の金額です。
- 2 申請に係る手数料は、認定を受けようとする戸数に表の額を乗じた金額です。
- 3 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅）は、戸建ての料金を適用します。

### 3. 【低炭素建築物新築等計画認定手数料】

#### (1) 住宅

(単位：円)

		申請1件当たりの手数料額						
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合		直接申請する場合				
				標準的な評価法		簡易な評価法		
			変更		変更		変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	—	—	
共同住宅等	住戸部分	2戸～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200	35,300	18,600
		6戸～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100	51,200	23,700
		11戸～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600	73,600	39,600
		26戸～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800	111,100	60,400
		51戸～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500	168,100	92,700
		101戸～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500	239,500	133,500
		201戸～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100	309,500	172,100
		301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	352,100	176,000
	共用部分	～ 300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900	—	—
		～ 1,000㎡	18,400	11,000	155,500	79,500	—	—
		～ 2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100	—	—
		～ 5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200	—	—
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300	—	—
		～25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900	—	—
	25,000㎡超	217,000	130,200	541,700	292,500	—	—	

1 共同住宅等について、住戸部分を簡易な評価方法、共用部分を標準的な評価方法とする場合は、それぞれの金額を合算した金額となります。

#### (2) 非住宅建築物

		申請1件当たりの手数料額					
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合		直接申請する場合			
				標準的な評価法		簡易な評価法	
			変更		変更		変更
	～ 300㎡	10,100	6,000	256,700	129,400	93,800	47,900
	～ 1,000㎡	18,400	11,000	321,600	162,600	124,900	64,300
	～ 2,000㎡	28,900	17,300	415,200	210,600	157,300	81,500
	～ 5,000㎡	86,800	52,000	592,600	305,300	254,700	136,000
	～10,000㎡	137,400	82,400	730,000	379,300	332,600	180,000
	～25,000㎡	173,600	104,100	862,900	449,600	399,800	217,200
	25,000㎡超	217,000	130,200	984,500	514,900	469,000	256,100

1 申請者が低炭素建築物新築等計画認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料が加算されます。



#### 4. 【建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料】

##### (1) 住宅

(単位：円)

		申請1件当たりの手数料額						
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合		直接申請する場合				
				標準的な評価法		簡易な評価法		
			変更		変更		変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	18,700	9,800	
共同住宅等	住戸部分	2戸～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200	35,300	18,600
		6戸～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100	51,200	23,700
		11戸～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600	73,600	39,600
		26戸～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800	111,100	60,400
		51戸～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500	168,100	92,700
		101戸～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500	239,500	133,500
		201戸～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100	309,500	172,100
		301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	352,100	176,000
	共用部分	～ 300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900	—	—
		～ 1,000㎡	18,400	11,000	155,500	79,500	—	—
		～ 2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100	—	—
		～ 5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200	—	—
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300	—	—
		～25,000㎡	173,600	104,100	465,100	249,900	—	—
	25,000㎡超	217,000	130,200	541,700	292,500	—	—	

##### (2) 非住宅建築物

		申請1件当たりの手数料額					
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合		直接申請する場合			
				標準的な評価法		簡易な評価法	
			変更		変更		変更
	～ 300㎡	10,100	6,000	256,700	129,400	93,800	47,900
	～ 1,000㎡	18,400	11,000	321,600	162,600	124,900	64,300
	～ 2,000㎡	28,900	17,300	415,200	210,600	157,300	81,500
	～ 5,000㎡	86,800	52,000	592,600	305,300	254,700	136,000
	～10,000㎡	137,400	82,400	730,000	379,300	332,600	180,000
	～25,000㎡	173,600	104,100	862,900	449,600	399,800	217,200
	25,000㎡超	217,000	130,200	984,500	514,900	469,000	256,100

1 申請者が性能向上計画認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料が加算されます。

2 複数の建築物による認定申請をする場合の手数料は、1棟ごとに算出した額を合算した金額です。